

## 弘前大学大学院保健学研究科 共通機器使用等内規

平成 25 年 11 月 20 日制定

改正 平成 29 年 3 月 22 日

改正 令和元年 5 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、弘前大学大学院保健学研究科機器管理委員会要項（平成 21 年 7 月 22 日制定）第 2 条第 2 項の規定に基づき、研究科が所有する共通機器（以下「機器」という。）の使用等に関し必要な事項を定める。

(使用資格者)

第 2 条 機器を使用することができる者（以下「使用資格者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 保健学研究科の教職員
- (2) 保健学研究科及び保健学科の学生
- (3) その他委員会の議を経て機器管理委員長（以下「委員長」という。）が適当と認めた者

(申請、承認等)

第 3 条 機器の使用を希望する者は、機器使用申込書（別紙様式 1）、誓約書（別紙様式 2）を次条に規定する機器管理責任者に提出し、申請を行うものとする。

- 2 次条に規定する機器管理責任者は、前項の申請があったときは、内容確認の上、当該機器の使用の承認等について、機器管理委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は前項の報告があったときは、審議の上、当該機器の使用を承認するものとする。
- 4 委員長は、前項の承認を行ったときは、当該希望者を使用者として使用登録リスト（別表 1）に登録するものとする。
- 5 前項の登録有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- 6 使用者が学生の場合は、必ず賠償責任保険に加入することとする。
- 7 次条に規定する機器管理責任者は、使用者が次年度に再登録する場合において、各機器の熟知度が十分であると認める場合に限り、使用者に対する説明を免除することができる。

(機器管理責任者)

第 4 条 各機器に、機器管理責任者を置く。

- 2 機器管理責任者は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 機器管理責任者は、各機器に係る詳細な使用規定を別に定めるとともに、実験室のセキュリティ、機器の操作、保守、管理及び使用者の指導に関する業務を行う。
- 4 機器管理責任者は、使用資格者に対して十分な説明を行うものとする。
- 5 機器管理責任者は、必要に応じて機器の管理運営状況を委員会に報告するとともに、委員会からの助言を受けるものとする。

(機器の使用)

第 5 条 次の各号に定める者は、機器を使用するときは、当該各号に定める許可又は承認を事前に得なければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号に掲げる者が機器の使用を希望する場合は、機器管理責任者に直接連絡し、許可を得なければならない。
- (2) 第 2 条第 2 号に掲げる者が機器の使用を希望する場合は、指導教員を通して機器管理責任

者に連絡し、許可を得なければならない。

(3) 第2条第3号に掲げる者が機器の使用を希望する場合は、機器管理責任者に直接連絡し、又は第2条第1号に掲げる者を通して機器管理責任者に直接連絡し、許可を得なければならない。

- 2 使用者は、機器の使用にあたっては、機器管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 使用者は、機器の使用を終了（中止を含む。）したときは、使用状況等について使用簿に記帳した後、機器管理責任者に報告しなければならない。

#### （使用時間）

第6条 機器の使用時間は、各機器において機器管理責任者が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条1項第2号、第3号に掲げる者が使用する場合の使用時間は、原則として平日9:00から16:00までとする。ただし、機器管理責任者が別に定める使用規定に例外を定める場合は、この限りではない。
- 3 機器の使用予約に関する事項は、機器管理責任者が定める各機器における使用規定に基づく。
- 4 委員長が特に必要と認めた場合は、使用者に対し使用の停止を求める事ができる。

#### （機器使用に関する注意事項）

第7条 使用者は、機器使用の際、事故防止に十分注意を払うものとする。

- 2 機器の使用に伴う、使用者の責に起因して生じた事故については、研究科及び委員会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 委員長は、機器の使用について必要と認めるときは、随時講習会を開催させるものとする。

#### （経費の負担）

第8条 第2条第1号に掲げる者及び第3号に掲げる者のうち本学の教職員である者は、機器管理責任者が別に定める経費を支払わなければならない。

- 2 第2条第2号に掲げる者は、指導教員を通して機器管理責任者が別に定める経費を支払わなければならない。
- 3 第2条第3号に掲げる者（本学の教職員を除く。）は、機器使用通知書（別紙様式3）の経費を、弘前大学が発行する請求書に基づき、支払わなければならない。

#### （使用許可の取消）

第9条 使用者がこの内規に違反したとき又は共通機器使用の運営に重大な支障を生じさせたときは、委員長は機器使用の途中であっても当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用登録料は返還しないものとし、その使用者による故障が明らかなき場合は、全額修繕負担を課することができる。

#### （損害の弁償）

第10条 使用者は、故意又は過失により機器又は設備等を滅失し、若しくは破損させ、若しくは汚染させたときは、その損害を弁償しなければならない。

- 2 やむを得ない事情により機器の使用を中止したために損害が生じた場合であっても、研究科及び委員会は其の責を負わない。

#### （秘密の保持等）

第11条 機器管理責任者、委員会及び使用者は、機器の使用の際に知り得た相手方の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

(データの取扱等)

第12条 機器の使用で得られたデータは、委員会及び弘前大学が保証するものではない。

- 2 第2条第2号、第3号に掲げる者が、論文等でデータを公表しようとする際は、第2条第1号に該当する教職員又は機器管理責任者に対し、当該論文等に委員会登録機器を使用した旨を事前に報告しなければならない。
- 3 第2条第3号に掲げる者が、データを公表しようとする際は、いかなる場合においても委員会名及び弘前大学名を使用する事ができない。
- 4 前項に反してデータを外部へ公表したことにより委員会及び弘前大学が受けた被害及び損害については、使用者及び当該部局又は講座が責任を負うものとする。ただし、委員長が使用を許可した場合はこの限りではない。
- 5 データを使用機器外へ持ち出す場合は、USBフラッシュメモリ、外付HDD等の特殊ソフトウェアが起動するメディアを除くMOディスク若しくはCD、DVD若しくはブルーレイディスク又は印刷媒体のみによるものとする。
- 6 その他詳細な使用方法に関し必要な事項は、機器管理責任者が定めるとする。
- 7 外部へのデータ流出による損害は、全て使用者が責を負うものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 委員会は、この内規の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、平成26年4月1日までに必要な修正を行うものとする。

附 則 (平成29年3月22日)

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。